

台風により被災された皆さまへ

次に該当される方は、所属所の共済事務担当課にご連絡をお願いします。

●災害見舞金

水害により浸水が組合員の住居の床上まで達し、住居や家財に損害が生じた場合に、その損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。

り災状況の確認に必要となりますので、お住まいの自治体でり災証明書の交付を受け、浸水の程度が確認できる写真（スケール等で示したもの）を撮影してください。

損害の程度		支給額
●住居及び家財の全部が焼失し、または滅失したとき ●住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×3か月分
●住居及び家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき ●住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき ●住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき ●住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×2か月分
●住居及び家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき ●住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき ●住居または家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき ●住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×1か月分
●住居または家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき ●住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×0.5か月分
●浸水によって平屋建ての家屋（家財を含む）が損害を受け、その認定が困難なとき	床上 120cm 以上	標準報酬月額×1か月分
	床上 30cm 以上	標準報酬月額×0.5か月分

●災害貸付（年利 0.93%）

組合員の住宅または家財等が非常災害により損害を受け、り災証明書が発行される場合は、災害貸付に該当します。

貸付の種類	貸付の理由	貸付の限度額	貸付単位	償還方法
災害貸付	家財 組合員の家財が水震火災その他の非常災害、または盗難により損害を受けたとき	給料の6か月分 (最高 200 万円)	10 万円	普通貸付と同様
	住宅 組合員の住宅または住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき	住宅貸付算定額 または最低保障額のいずれか高い額 (最高 1800 万円)		
	再 住宅貸付または災害新規（住宅）貸付を受けている組合員が、さらに水震火災その他の非常災害による損害を受けたとき（法の規定による災害給付の支給を受けた場合に限る）	住宅貸付算定額×2 または最低保障額のいずれか高い額 (最高 1900 万円)		住宅貸付と同様

●物資事業（年利 1.0%）

物資事業は組合員の資格を取得した日から利用することができます。（自動車物資 最高 200 万円）

なお、り災証明が発行される場合は、物資事業より利率が低い災害貸付を優先、または併用して利用することができます。

●遺族付加年金“きずな”

普通傷害保険に加入されている方は、ケガによる通院や入院、手術が保険金の対象となりますので、請求する場合は、事故連絡票を提出してください。

	入院（1日目から）	手術（状況により）	通院（1日目から）
組合員	1日につき 3,100 円	1.55 万円・3.1 万円	1日につき 1,500 円
配偶者	1日につき 3,100 円	1.55 万円・3.1 万円	1日につき 1,500 円
子ども	1日につき 1,500 円	7,500 円・1.5 万円	1日につき 900 円

♠上記の記事に関して、「災害見舞金」については保健課（☎ 028-615-7816）へ、「災害貸付」「物資事業」「遺族付加年金“きずな”」については総務課福祉係（☎ 028-615-7805）へお問い合わせください。